呼吸器使用児の在宅生活と保護者の就労の両立

～学校における付添い問題を中心に～

ロシア語通訳/きた医療的ケア児者家族会

小島敬子

【娘のプロフィール】

都立特別支援学校　二年生（通学籍）

24時間呼吸器を使用する気管切開児で、言葉によるコミュニケーションは不可能

【長年の課題】

子供の在宅生活と自分の就労を両立させること

（朝から夕方まで切れ目なく預かってもらうこと）

【一日のうち学校で過ごす部分に関する現状】

付添い解除に時間がかかり、一度解除されても頻繁に付添いを要請される可能性あり

その理由（都教委のガイドラインより[[1]](#footnote-1)）：

1. 付添い解除まで最短で1学期＋5週間
2. 遠足、社会見学、宿泊行事、宿泊を伴う防災訓練では保護者が対応（これまでと同じ）
3. 付添い解除後も、連絡が取れない時間帯がある保護者は要付添い
4. 学校看護師の勤務状況等、校内体制によっては保護者の付添いが求められる
5. 体調に大きな変化があった場合や入院等長期欠席後の登校再開時は再度付添い
6. 新入生は一年間保護者付き添い

　その他の理由（個別の事情に関する）

1. マニュアル化できないケアがあると付添い解除にならない
2. 屯用薬の使用が必要になると、その都度保護者の呼び出しと早退

【就労をあきらめないために】

1. 訪問看護師による公費での学校付添い

問題点：①居宅外での訪問看護が不可

②長時間の訪問看護の連日利用の現実性

③訪問看護師の確保の問題、複数事業所併用の制約

1. 他の職種による学校付添い（例：看護師資格を持つベビーシッター、介護職員などの公費による派遣）

　問題点：①内閣府のベビーシッター利用補助制度の制約

　　　　　②介護職員の特定行為に呼吸器管理が含まれていない

【看護師不足という根本問題を解決するために】

1. 特定行為は看護師以外に移行するよう促進
2. 外国人看護師を活用する（介護職員も同様に）
1. 「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の

安全な学校生活のためのガイドライン(令和2年3月)」 [↑](#footnote-ref-1)